

平成29年7月18日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 殿

教育勅語の取り扱いについて(要請)

教育を良くする神奈川県民の会
代表 新井 三男
大和市中央林間西5-27-14
TEL : 046-274-8089 (FAX : 271-0721)

教育勅語の取り扱いについて、下記の通り要請致しますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 要請の要旨:

学校教育における教育勅語の取り扱いについては、平成29年3月31日に閣議決定された答弁書(内閣衆質193第144号)に基づき行っていただきたい。

2. 要請の理由:

平成29年3月21日、民進党の初鹿明博議員が提出した「教育勅語の根本理念に関する質問主意書」に対し、政府は「学校において、教育に関する勅語をわが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法(平成18年法律第120号)等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることはない」とする答弁書を同年3月31日に閣議決定しました。

また、この答弁書に先立ち、平成26年4月の参院文教科学委員会でも、文部科学省の前川喜平初等中等教育局長(当時)は「教育勅語の中には今日でも通用するような内容も含まれており、これらの点に着目して活用することは考えられる」と答弁しています。さらに、下村博文文部科学相(当時)も「教育勅語の内容そのものについては、今日でも通用する普遍的なものがあるわけで、この点に着目して学校で教材として使うのは差し支えない」と指摘しています。

これらに対し、野党や一部マスメディアそして教育関係学会等に異論があるようですが、学校や教職員により取り扱いが異なりバラバラになると、教育現場、児童・生徒や保護者に無用な混乱を招く恐れがあります。

つきましては、県下の学校教育における教育勅語の取り扱いについては、上記の閣議決定された答弁書の内容に基づき行うように要請いたします。

以上